

超短時間雇用による就労困難者支援 マニュアル

令和5年3月

福岡県就労支援協同組合

目次

1.事業の概要

(1) 経緯	P4
(2) 目的	P4
(3) 事業内容	P4
(4) 支援対象者	P5

2.事業実施までの準備

(1) 運営体制の構築	P6
①事業実施者の動き	P6
②自治体の動き	P6
③令和4年度モデル事業の支援体制(参考).....	P7
④令和4年度モデル事業の業務分担(参考).....	P7
ア.コーディネーターの業務	P7
イ.職業紹介事業者の業務	P8
(2) 事業実施者の選定	P9
①職業紹介免許を保有する者、または同者と連携して実施する事業者、団体	P9
②マッチングイベントの開催経験	P9
③求職者の支援を柔軟に実施できる事業者.....	P9
④費用の概算について	P9
(3) 職業紹介事業者について	P10
(4) 注意点	P10

3.事業実施の流れ

(1) 企業説明会	P11
① 企業説明会の開催概要について	P11
ア. 事業の目的、背景	P11
イ. 事例紹介	P12
ウ. 職業紹介	P12
② 企業説明会に向けた準備について.....	P14
ア. 説明会の日程	P14

イ. 開催方法	P14
(ア). 会場開催	P14
(イ). オンライン開催	P14
③ 企業広報について	P15
ア. 広報資料の作成	P15
イ. 企業リスト準備	P16
ウ. 広報活動	P17
(ア). 自治体が対応	P17
(イ). 事業実施者が対応	P17
(2) 求職者説明会	P18
① 求職者説明会の開催概要について	P18
ア. 事業について	P18
イ. 就労までの流れ	P18
ウ. 求人情報の紹介	P19
エ. 個別相談	P19
(ア). 個別相談時の対応について	P19
(イ). 相談ブースの設置について	P21
② 求職者説明会に向けた準備について	P22
ア. 説明会の日程	P22
イ. 開催方法	P22
(ア). 会場開催	P22
(イ). オンライン開催	P22
③ 求職者広報について	P23
ア. 広報資料の作成	P23
イ. 広報活動	P24
(ア). 自治体が対応	P24
(イ). 事業実施者が対応	P24

4. 支援活動について

(1) 企業への支援	P25
① 相談支援	P25
② 業務切り出し支援	P26
③ 求人情報作成支援	P27
④ 求人情報提供支援	P28
⑤ 採用支援	P28
⑥ 定着支援	P28

⑦求人改善支援	P28
(2) 求職者への支援	P29
①相談支援	P29
②求職登録支援	P30
③求人応募・面接支援	P30
④入社支援	P31
⑤定着支援	P31
⑥フィードバック支援	P31

5. 関係者連絡先

(1)令和4年度モデル事業関係者	P32
(2)モデル事業の周知広報を行った支援機関・団体等	P32

1. 事業の概要

(1) 経緯

2018年の日本財団の調査によると、就労していない障がいのある人をはじめ、ニート、ひきこもり、難病患者など、働きづらさを抱える人が全国に延べ1,500万人いると推計される。本県にあてはめると、おおよそ60万人を超えると見込まれ、働きづらさを抱える人の社会からの孤立、分断、貧困と格差拡大は大きな課題となっている。

今年度、日本財団及び福岡県からの補助を受けて、福岡県就労支援協同組合(以下「当協同組合」と略す)が、就労困難者の働く場の創出のため、様々な働きづらさを抱える人が週20時間未満の短時間で働くことが出来る民間企業を開拓、マッチング、就労後の支援を行うことで短時間就労の有効性を実証・確認するモデル事業を実施した。

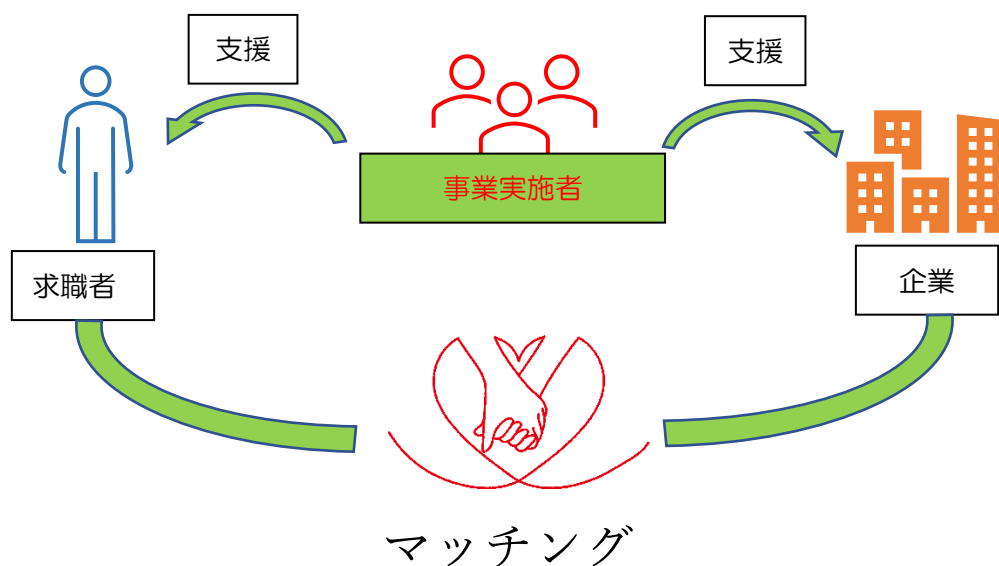
なお、本マニュアルは、令和4年度の実績結果をふまえて、自治体が事業を実施する場合の参考とするために作成するものである。

(2) 目的

就労困難者の働く場を創出し、社会からの孤立や貧困等の課題解決を図る。

(3) 事業内容

様々な働きづらさを抱える人が週20時間未満の短時間で働くことが出来る民間企業を開拓、マッチング、就労後の支援を行う。



(4) 支援対象者

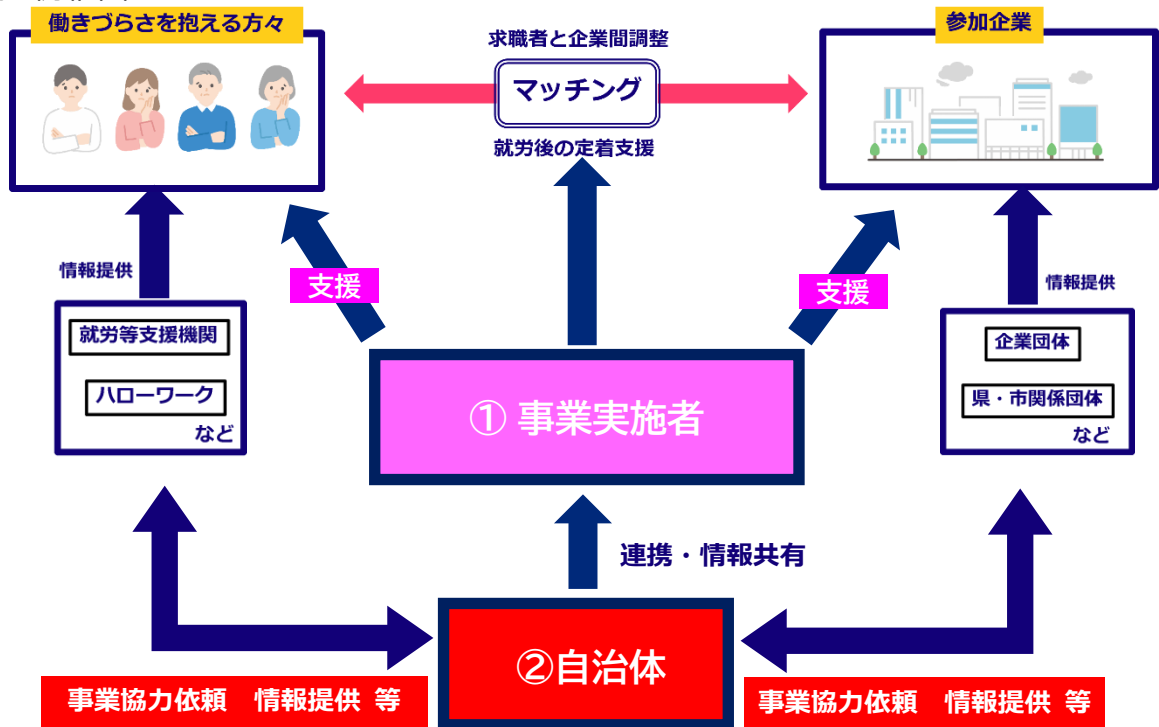
ニート、ひきこもり、難病患者、がん患者、生活困窮者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、非行等の問題を抱える少年、障がいのある人、高齢者、ひとり親などで働きづらさを抱える人

2.事業実施までの準備

(1)運営体制の構築

様々な働きづらさを抱える人が週 20 時間未満の短時間で働くことが出来る民間企業を開拓、マッチング、就労後の支援を行う上で、十分なノウハウを有した事業者を選定する。

◆支援体制の例(図1)



①事業実施者の動き

- ・選定された事業実施者は求職者への支援、参加企業への支援を行い、マッチング業務に取り組む。
- ・また事業の集客と理解を深めてもらうために、説明会等で効率的に周知を実施。

②自治体の動き

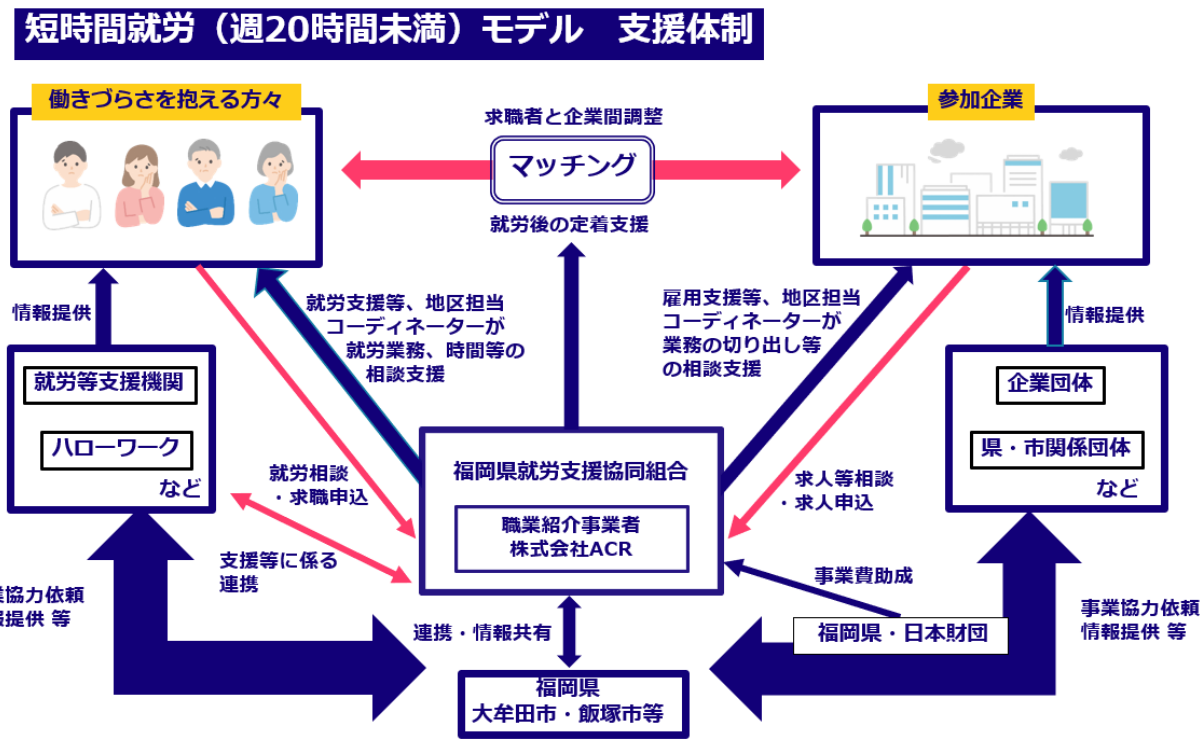
- ・自治体から公募を行い、事業実施者を選定。
⇒事業実施者の選定基準として、有料職業紹介または無料職業紹介の免許を所有する者や同者と連携して実施する団体等を選定。
- ・各就労支援機関を中心に、企業団体や自治体関連の支援施設に向けて、事業協力依頼(チラシの配架、説明会の案内、個別で対応している方への案内、また就労段階の方を多様性事業ヘリファアー、等)、事業の情報提供を行う。
- ・選定した事業実施者と連携して行う。

⇒事業実施者が適切に事業を運営している事を確認する為、企業、求職者双方について目標を設定し、進捗が芳しくない場合は原因となる課題を特定し、一体となって課題解決にあたる。

③令和4年度モデル事業の支援体制(参考)

・事業実施者である当協同組合が選任するコーディネーターが働きづらさを抱える人と人手不足などに悩む企業の間に入り、職業紹介事業を行っている株式会社 ACR、福岡県など各種機関と連携しながら働きづらさを抱える人と参加企業に支援を行う体制とした。

◆令和4年度支援体制図(図2)

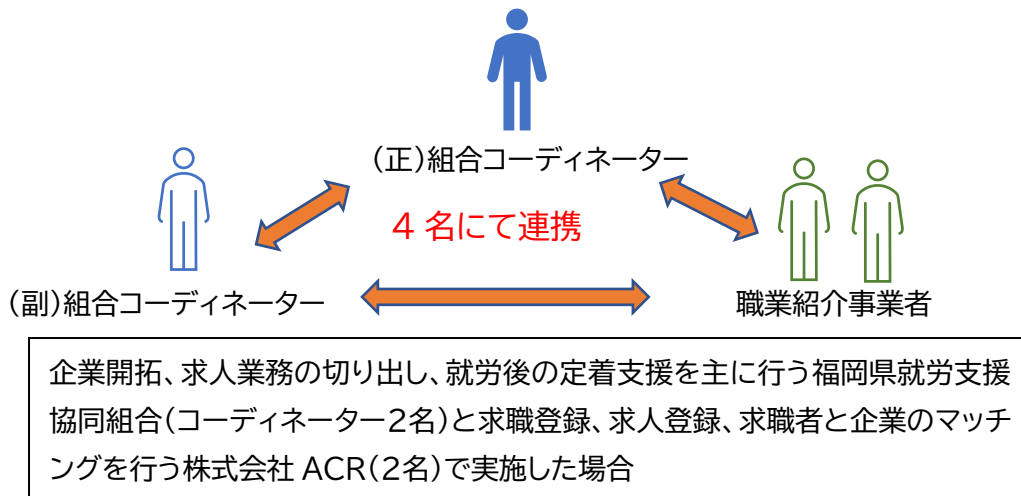


④令和4年度モデル事業の業務分担(参考)

ア. コーディネーター(福岡県就労支援協同組合)の業務

- ・企業開拓及び、求人作業の切り出し
- ・支援機関に対する事業の広報、周知
- ・就労後の定着支援
- ・説明会の開催(ACRと共同)
- ・仕事カタログの作成(ACRと共同)
- ・チラシ、ホームページ等、広報媒体の作成

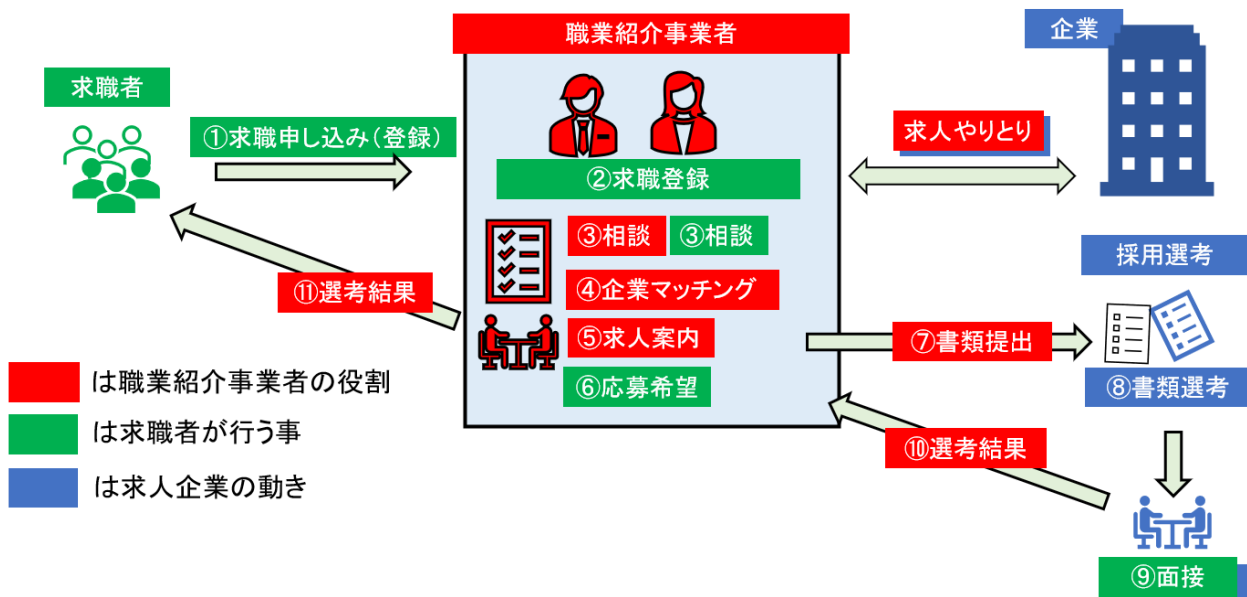
◆コーディネーター体制図(1自治体あたり)(図3)



イ. 職業紹介事業者(株式会社ACR)の業務【事業実施者から受託】

- ・求職者の個別相談の対応及び、求人登録手続き
- ・企業と求職者のマッチング
- ・求人票、求職票の作成・添削
- ・仕事カタログの作成(当協同組合と共同)
- ・説明会の開催(当協同組合と共同)

◆職業紹介の流れ 例(図4)



(2)事業実施者の選定

①職業紹介免許を保有する者、または同者と連携して実施する事業者、団体

【職業紹介免許を保有する者に望まれる条件】

- ・厚生労働省から職業紹介免許を取得していること。(有料、無料は問わない)
- ・キャリアコンサルタント資格所持者、キャリアコンサルティング経験を持つ方が事業に従事できること。
- ・個人情報に関する適切な管理運用を行っていること。
- ・職業安定法に則り、適切に職業紹介事業を運営していること。

【職業紹介免許を保有しない者に望まれる条件】

- ・様々な就労困難者への支援を実施した経験があること。

例：協同組合、就労移行支援事業所、NPO 法人、社会福祉法人など。

- ・職業紹介免許を保有する事業者、職業紹介免許を保有する団体へ、マッチング業務を依頼し、連携を取りながら事業を推進できること。

②マッチングイベントの開催経験

- ・合同会社説明会、合同会社面談会、相談会等、企業・求職者に関するマッチングイベント企画開催経験があること。

③求職者の支援を柔軟に実施できる事業者

- ・働きづらさを抱える求職者に応じて、様々な対応が可能で、且つノウハウを有していること。

④費用の概算について

- ・人件費概算 ※令和4年度モデル事業での例

- ・1日概算(1自治体)

正コーディネーター 1万2千円

副コーディネーター 1万1千円

職業紹介事業会社(2名) 3万円 ※諸経費全て含む

合計 53,000円/日

- ・1カ月概算(1自治体)

正コーディネーター 月間20日稼働 24万円

副コーディネーター 月間15日稼働 16万5千円

職業紹介事業会社(2名) 月間20日稼働 30万円

合計 705,000円/月

(3)職業紹介事業者について

「職業紹介」・・・求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との雇用関係の成立をあっせんすること

※厚生労働省ホームページ「職業紹介事業制度の概要」

参考 URL <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai01.html>

職業紹介を行う事業会社は、厚生労働省から特別に免許を取得する必要がある。主に職業紹介事業者は以下の2種類が存在する。

【有料職業紹介】

- ・紹介手数料を徴収する事が出来る。
- ・法律上取り扱えない業務が存在する。(港湾運送職、建設作業職)

【無料職業紹介】

- ・紹介手数料を徴収する事が出来ない。
- ・取り扱い職種は全職種

(4)注意点

・自治体からの委託事業とし、有料職業紹介事業者が事業に関わる場合、無料で職業紹介を実施する様、仕様に盛り込む。

・有料職業紹介事業者は取り扱えない業務がある点を十分注意する。

・同事業に関わる職業紹介事業者が、職業安定法第五条の五各号のいずれかに該当する求人の申込みを受理しないよう、自己申告書を求人側と取り交わし、確認する様、仕様に盛り込む。

参考 URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>

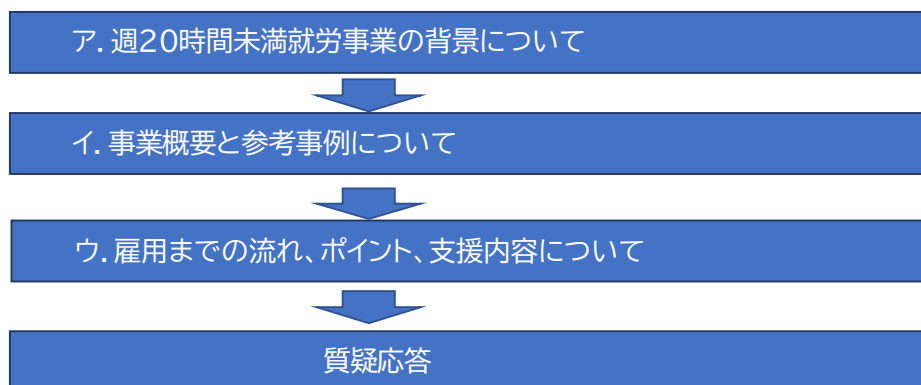


3.事業実施の流れ

(1)企業説明会

①企業説明会の開催概要について

◆企業説明会の流れ(図5)



ア. 事業の目的、背景

・目的

就労困難者の働く場を創出し、社会からの孤立や貧困等の課題解決を図る。

・背景

2018年の日本財団の調査によると、働きづらさを抱える人は全国のおよそ8人に1人、福岡県では、60万人を超えると見込まれる。

様々な働きづらさを抱える人の中には、家庭の事情や健康上の理由などで、短時間であれば働くことができる方、既存の制度では企業への就職がなかなか進まない方がいる。

将来の労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲のある誰もが安心して活躍するため、多様な働き方の創出を目指す必要がある。

イ. 事例紹介

短時間業務の求人情報、実際に就労困難者を雇用している企業の事例の紹介。

【事例紹介(例)】

・飲食業

困りごとの内容:繁忙時間や曜日での、人材不足を感じていた。

切り出し(例):食器洗浄(4時間)ホールスタッフ(4時間)

成果:業務全体の補助を行うことで、繁忙時間や曜日での人手不足を解消できた。

・介護・福祉業

困りごとの内容:有資格者の人手不足に困っていた。

切り出し(例):送迎(AM:1時間 PM1時間)介護補助(2時間)

成果:有資格者の業務が効率化し、一人当たりの仕事量を分散化できた。

ウ. 職業紹介

- ・職業紹介の仕組みを説明
- ・無料で実施が出来る点を説明(有料職業紹介事業者は費用が発生するものと勘違いされやすい為、特に注意して説明を行う)
- ・求職票を作成するためのポイントを説明

○ポイント

- ・仕事内容を具体的に明記

例として

軽作業(簡単な箱詰めのお仕事です)

⇒具体的にどのようなものを箱詰めしてもらうのか。

⇒どれくらいの作業量が不明

電子部品(10g程度)の箱詰め作業です。1箱20個、合計100箱程度を1日で箱詰めしていただきます。

⇒作業量、負荷が分かりやすい。

- ・20時間未満である事を明確に記載

- ・社風が分かる様な求人内容の記載

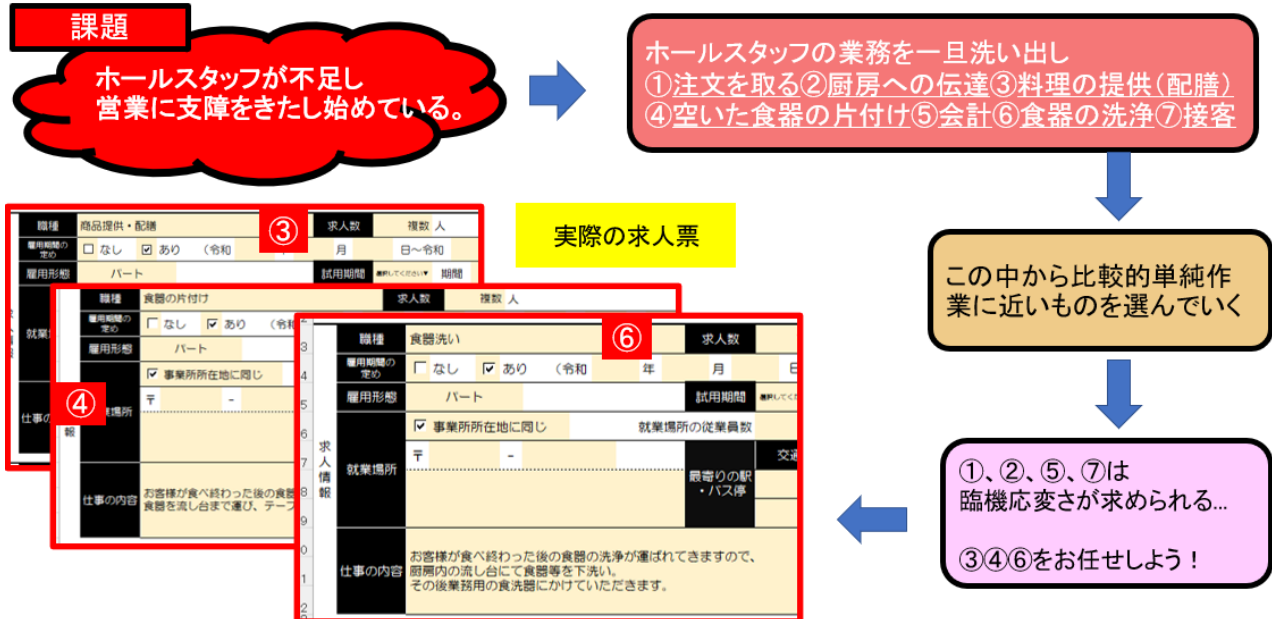
- ・年齢、性別フィルタリングの禁止事項など表現に注意して記載

・現在人手不足となっている、職種、業務を確認の上、仕事の内容毎に分解し補助作業や既存スタッフでは手の届きにくい作業を切り出し、週20時間未満の作業量にまとめる。(図6)

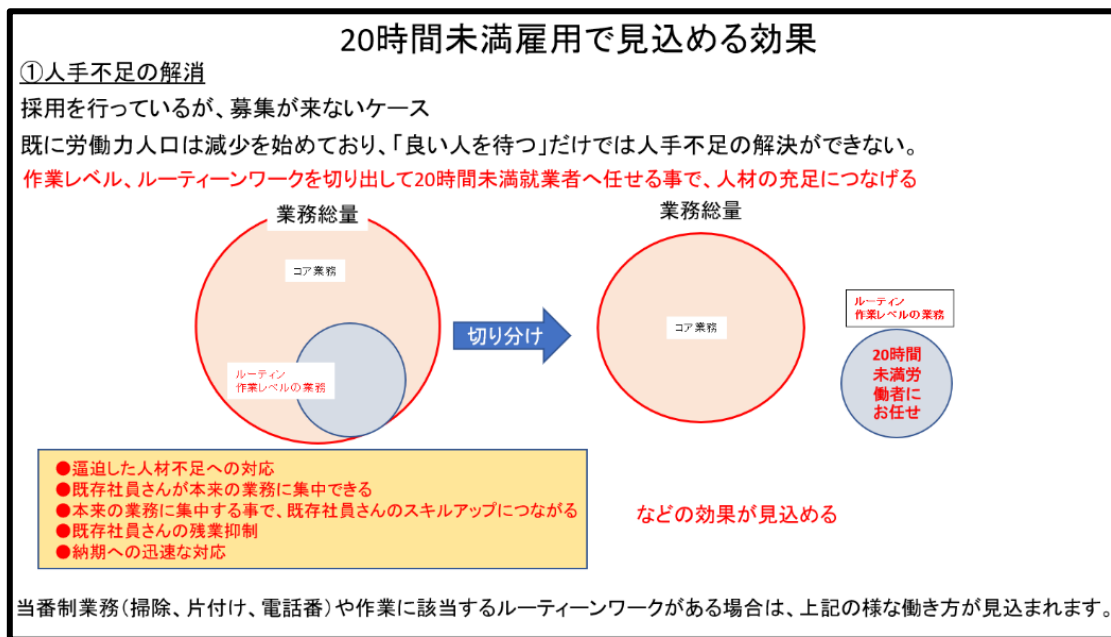
・企業へ導入のメリットを説明(図7)

◆業務の切り出しの流れ(図6)

飲食業を営むY社さんの例



◆導入のメリット(図7)



②企業説明会に向けた準備について

ア. 説明会の日程

・回数を設定した後、予め年間でスケジュールを計画すること。広報期間を十分設け少なくとも 1 ヶ月前までには告知を行う様に努める

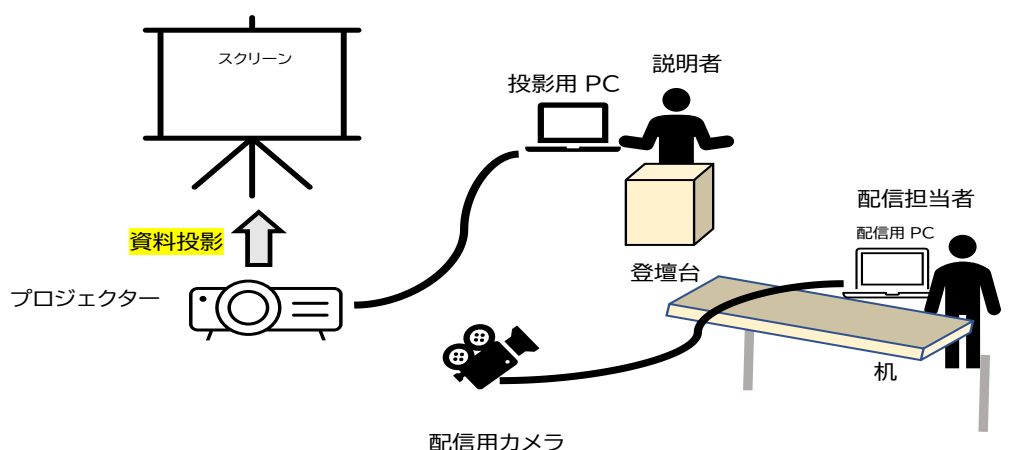
イ. 開催方法

多くの企業に参加の機会を設けられるよう、会場開催とオンライン開催など複数の参加形態を準備した。

(ア)会場開催

- ・配信用 PC には人員を 1 名配置し、登壇者のスライド操作に合わせて配信用資料の繰り出しを行う。
- ・会場で回線の利用が出来ない場合はモバイル WiFi 等を準備し配信用の回線確保を行う。
- ・Zoom を使用する場合は有料アカウントを登録。時間の制限を避ける。
- ・会場の設営に於いては以下図を参考

◆令和4年度企業説明会環境(図8)



(イ)オンライン開催

- ・オンラインにて会場を中継。同時配信にて説明会へ参加を頂き、より多くの企業集客を目指す。
- ・映像配信を行っても、支障がないネット環境を準備する。

【必要な機材】

配信用 PC、ウェビナー対応のアプリケーション(モデル事業に於いては Zoom にて実施)、外部カメラ
※ウェブ配信が可能なもの、映像用ケーブル

○ポイント

- ・参加企業の名刺を必ず回収し、後日連絡の後訪問を行う。
- ・開催時間は企業担当者の拘束時間を可能な限り短くする為 30 分~40 分程度が望ましい。

③企業広報について

ア. 広報資料の作成

- ・本事業における企業説明会と企業募集のチラシを作成し企業団体等に広報を行うことで、説明会や事業参加の案内を行う。
- ・チラシに掲載する申し込み経路はメール、FAX、WEB、電話など複数用意すること。

◆本事業における企業説明会のチラシ例(図9)

「この事業は、公益財団法人日本財団及び福岡県からの助成を受け実施しています」

【大牟田官舎の事業開始】 詳しくはこちら ▶▶▶ 大牟田市 週20時間未満就労 検索

『週20時間未満の雇用』で、課題解決に取り組んでみませんか？

◆参加企業のご案内！

週20時間未満の雇用に係る企業説明会を開催します。

12/6(火) 参加無料

◆企業経営者様・人事ご担当者様

こんな悩み・困りごとは、ありませんか？

- ・採用活動でなかなか人が集まらない
- ・業務の増大化・育児・介護離職などによる人手不足
- ・新しいプロジェクトなどを計画したいが、余力がなくて取り組めない
- ・日常清掃、やりたいと思う時間が取れず出来ない軽作業がある など

雇用までの流れ

業務内容の検討	悩み・困りごとを解決するための短時間業務の切り出し・創出 求人情報の作成
登録・申込	職業紹介の流れに沿って求人への申込
人材紹介	貴社の応募要件に合う求職者を紹介
採用面接	貴社にて面接選考 ※公正選考をお願いします
雇用開始	雇用開始までに雇用条件明示書を準備
フォロー	就労後、被雇用者が定着するようフォロー

開催概要

【開催日】2022年12月6日(火)
【時間】15:00～16:00【参加費】無料
【定員】20社(先着順)(オンライン参加定員なし)
【対象】大牟田市に本社・営業支店がある企業
【主催】福岡県就労支援協同組合
【受託会社】株式会社A C R
【協力】福岡県・大牟田市

会場・オンライン同時開催

(東場アクセス)
大牟田エコリンクセンター会議室1・2
住所：福岡県大牟田市南町4-61
アクセス
高野駅より徒歩5分
(Web参加 アクセス方法)
雇用アプリケーション ZOOM
参加方法：詳細は申し込みメール・アドレスへ
入室方法をお知らせします。

● 本事業の対象となる雇用対象者

家庭の事情や健康上の理由で『長時間働けない』『苦手な仕事がある』など
何らかの理由で働きづらさを抱えている方

加えて、既存の支援機関で就労または生活などの支援を受けている方

◆長時間働けない方
身体状態や決まった要件により労働条件に制限があるなど
例えば
・病気やケガの影響で、疲れやすい人
・定期的に通院が必要の人

◆苦手な仕事がある方
特性上、苦手な業務が含まれている場合
働き続ける事が難しくなるなど
例えば
・メールやパソコンでのやりとりはできるが、直接会話するのが苦手な人
・身体機能に制約があり特定の作業が難しい人

● Q & A

Q：この事業による企業へのメリットは？
A：人材不足の解消、専門的業務を行う社員でなくてもできる仕事週20時間未満の被雇用者に任せることで、働き方の改革・業務の効率化が図れます。また、多様な個性が集まりそれぞれの強みを発揮することで、様々な課題に対応できる強い組織を作ることが出来ます。

Q：費用は掛かりますか？
A：この事業の相談・紹介に掛かる費用はいただきません。但し、雇用契約による雇用となります。

● プログラム

15:00～
15:05 挨拶 福岡県就労支援協同組合 理事長 中村 信二
15:05～ 週20時間未満の就労に係るモデル事業の背景について
15:15 福岡県福祉労働部 労働局 新雇用開発課
15:15～ 事業概要、参考事例について
15:30 福岡県就労支援協同組合
15:30～ 雇用までの流れ、ポイント、支援内容について
15:55 株式会社A C R；福岡県就労支援協同組合
・20時間未満雇用で採り得る効果
・求人作成ポイント
・受け入れ態勢について
15:55～ 質疑応答
16:00

◆お申し込み方法 メールもしくはQRコードで申し込み申し込みフォームへ記入ください
MAIL : 2@miman@fesc.jp <https://forms.gle/CC9J4LNHhAppzLFN46>

① 御社名 ② 御名前 ③ 電話番号 ④ メールアドレス ⑤ 参加方法
上記、ご記入の上、メールにてお申し込みください (会場・Web)

◆お問い合わせ先
福岡県就労支援協同組合 担当：小島・小山
MAIL : contact@fesc.jp 電話：092-406-5126

◆本事業における企業募集のチラシ例1(図10)

「この事業は、公益財団法人日本財団及び福岡県からの助成を受け実施しています」

【大牟田官舎の事業開始】 詳しくはこちら ▶▶▶ 大牟田市 週20時間未満就労 検索

『週20時間未満の雇用』で、課題解決に取り組んでみませんか？

飯塚市に本社・営業支店がある企業が対象

◆企業経営者様・人事ご担当者様

こんな悩み・困りごとは、ありませんか？

- ・採用活動でなかなか人が集まらない
- ・業務の増大化・育児・介護離職などによる人手不足
- ・新しいプロジェクトなどを計画したいが、余力がなくて取り組めない
- ・日常清掃、やりたいと思う時間が取れず出来ない軽作業がある など

雇用までの流れ

業務内容の検討	悩み・困りごとを解決するための短時間業務の切り出し・創出 求人情報の作成
登録・申込	職業紹介の流れに沿って求人への申込
人材紹介	貴社の応募要件に合う求職者を紹介
採用面接	貴社にて面接選考 ※公正選考をお願いします
雇用開始	雇用開始までに雇用条件明示書を準備
フォロー	就労後、被雇用者が定着するようフォロー

【主催】福岡県就労支援協同組合
【受託会社】株式会社A C R
【協力】福岡県・飯塚市

より詳しい事業概要、求人情報などはHPをご覧ください。 飯塚市 週20時間未満就労 検索

● 本事業の対象となる雇用対象者

家庭の事情や健康上の理由で『長時間働けない』『苦手な仕事がある』など
何らかの理由で働きづらさを抱えている方

加えて、既存の支援機関で就労または生活などの支援を受けている方

◆長時間働けない方
身体状態や決まった要件により労働条件に制限があるなど
例えば
・病気やケガの影響で、疲れやすい人
・定期的に通院が必要の人
・在宅介護中の方
・子育て中の方

◆苦手な仕事がある方
特性上、苦手な業務が含まれている場合
働き続ける事が難しくなるなど
例えば
・直接会話するのが苦手な人
(メールやPCでのやり取りは可能)
・特定の作業が難しい人

● Q & A

Q：この事業による企業へのメリットは？
A：人材不足の解消、専門的業務を行う社員でなくてもできる仕事週20時間未満の被雇用者に任せることで、働き方の改革・業務の効率化が図れます。また、多様な個性が集まりそれぞれの強みを発揮することで、様々な課題に対応できる強い組織を作ることが出来ます。

Q：費用は掛かりますか？
A：この事業の相談・紹介に掛かる費用はいただきません。但し、雇用契約による雇用となります。

● 求職者情報 例

No.1 希望職種：経理、会計 主要経歴：企業、個人事業主への決算 業務48年 希望収入：5万円/月	No.2 希望職種：応相談 主要経歴：設備管理20年以上 (配管補修、メンテナンス) 希望収入：920円/時
--	--

お問い合わせ先
福岡県就労支援協同組合 MAIL : contact@fesc.jp
担当：小島・中島 電話：092-406-5126

◆本事業における企業募集のチラシ例2(図11)

福岡県就労支援協同組合
理事長 中村 信二

週 20 時間未満就労モデル事業につきまして(お願い)

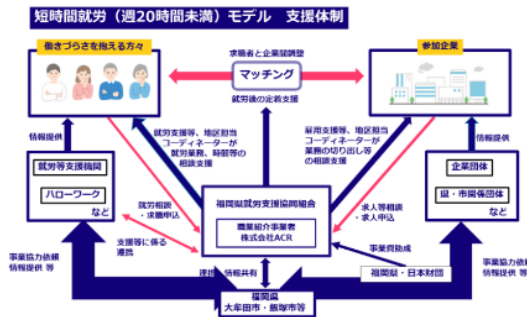
当組合では公益財団法人日本財団及び、福岡県からの助成を受け、『障がい・難病・家族の介護・高齢者などの様々な事情により、フルタイムで働くことは難しいが、週 20 時間未満の短時間で働けることができる方』を対象に、短時間就労の有効性を検証、確認をおこなうモデル事業をしております。

つきましては、本事業の詳細、短時間雇用のメリット、雇用までの流れ、支援内容など、個別に説明を行っておりますので、御社の方でご検討いただけますようお願い致します。

ご多用中まことに恐れ入りますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

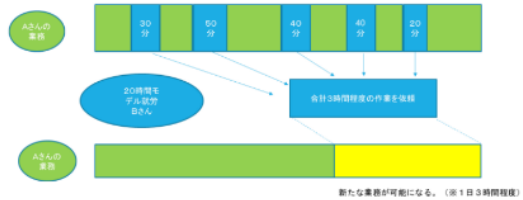
【支援体制図】



◆当組合の地区担当コーディネーターが、働きづらさを抱える方々と人手不足などに悩む企業の間に入り、職業紹介事業を行っている株式会社 ACR や福岡県・飯塚市など各種機関と連携しながら支援を行う体制になっています。

週 20 時間モデル事業の作業分担 (求職者 切り出し業務 例)

仕事の切り出しによって短時間で業務の作業設定を行い「補助作業」や「既存スタッフでは手の届きにくい作業」を行って頂くことで、人手不足解消や企業価値向上に繋げていく。



上記のように

週 20 時間モデル事業の雇用参考事例として

例: 1日3時間を週3日 1日2時間を週4日などが検討できるかと思えます

◆雇用までの業務内容の検討から雇用者のフォローまで担当のコーディネーターが支援を行います！

本事業のホームページも作成しております

詳しくはこちら ⇒ [飯塚市 週20時間未満就労](#)

- 本モデルの実施地域として飯塚市に本社、営業支店がある企業のみ対象となります。
- 事業へのご参加により、必ず雇用しないとはいけなわけではありません。
- 支援にかかる費用は無料となっております。

<問い合わせ先>

福岡県就労支援協同組合
担当: 小島 中島
TEL 092-406-5126 FAX 092-401-1121
メール contact@fesc.jp

イ. 企業リスト準備

事業の対象となる企業リストの抽出方法

・ハローワーク

掲載中の求人情報の内、非正規雇用にて募集中の企業をリストアップ。ニーズのある可能性が高いが、充足している可能性も高い為、説明会実施の1ヶ月前程度の告知が望ましい。

・採用苦戦業界

自治体が属するハローワーク管内で有効求人倍率の高い業界をピックアップ。有効求人倍率が高い業界の場合、週 20時間未満雇用に沿った求人を作成しやすい傾向にある。

※有効求人倍率(福岡労働局ホームページ「職業紹介の状況」)

参考URL:https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/100559.html

ウ. 広報活動

企業説明会及び企業募集の情報を以下の方法にて広報すると効果が見込める。

(ア) 自治体が対応

- ・自治体の広報媒体
(広報誌、新聞・テレビ・ラジオ広告、オンライン(SNS、ウェブサイト、メールマガジン))
※SNS やメールマガジンで配信を行う場合は、説明会等の実施案内にリンクを貼ることで詳細を掲載したウェブサイトに誘導できるようにする。
- ・自治体と関わりがある商工会議所、商工会、その他経済団体の機関誌等(チラシ折込)
- ・自治体の記者クラブ等

(イ) 事業実施者が対応

- ・DM
③-イにて作成したリストに対し、DMを発送。
※参考:飯塚、大牟田に於いて実施したモデル事業では概ね 4~6%程度の反響(参加社数/送付数)
- ・民間のフリーペーパー
- ・オンライン(SNS、ウェブサイト、メールマガジン)
※SNS やメールマガジンで配信を行う場合は、説明会等の実施案内にリンクを貼ることで詳細を掲載したウェブサイトに誘導できるようにする。

◆作成したホームページ例(図12)

この事業は、公益財団法人日本財団及び福岡県からの助成を受け実施しています

飯塚市限定 週20時間未満就労
あなたの働きたいを応援します
働きたいけど働けない方、今の状態から一歩踏み出したい方

週20時間未満の就労とは? 成功支援モデル事業 働きたい方へ 働いて欲しい企業 説明会のご案内 求人検索 お問い合わせ

お知らせ
飯塚市所在の企業向け説明会
この事業は、公益財団法人日本財団及び福岡県からの助成を受け実施しています

お知らせ
飯塚市所在の企業向け説明会

第2回企業向け説明会	11月7日(月)	開催終了
第1回企業向け説明会	8月29日(月)	開催終了

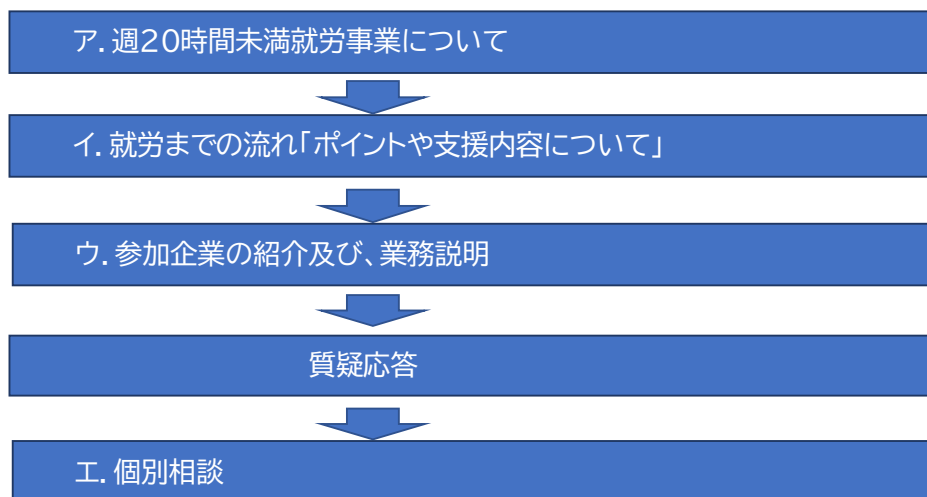
飯塚市にお住いの求職者向け説明会

第4回求職者向け説明会	12月21日(水)	開催終了
第3回求職者向け説明会	11月29日(火)	開催終了
第2回求職者向け説明会	10月21日(金)	開催終了
第1回求職者向け説明会	9月28日(水)	開催終了

(2)求職者説明会

① 求職者説明会の開催概要について

◆求職者説明会の流れ(図13)



※今年度は実施していないが、加えて実際に様々な働きづらさを抱えている人に関わっている支援機関への説明会を求職者向け説明会の前に行うことが望ましい。

支援機関向けの説明会を実施する事で、事業に対する支援機関の理解が深まり、働きづらさを抱える人の新たな選択肢として提示することができる。

ア. 事業について

- ・自治体主催である事を伝え、求職者が安心感を持って事業を利用できるようにする。
- ・週 20 時間未満就労の働き方を説明し求職者が一歩踏み出すきっかけとする。

イ. 就労までの流れ

- ・職業紹介についての説明を行い、就労までの流れを説明
- ・事業で行う就労支援内容を説明

ウ. 求人情報の紹介

- ・事業へ参加している企業の求人情報を説明
- ・具体的な働き方や職場環境など説明
- ・仕事カタログを用いて、企業の雰囲気や特徴を解説
- ・企業ですでに短時間で働いている人がいる場合は、就労事例として紹介

エ. 個別相談

(ア) 個別相談時の対応について

○心構え

相談員は言語、非言語において相談者への敬意を示す。説明会での相談は、長い時間話を聞くことではなく、相談者の不安を取り除くことが目的。相談員は相手の不安(気持ち)を想像しながら話に耳を傾ける。そのために、相談者にどのような不安が起こり得るのか書き出しておく。

○不安のイメージ化と、回答準備

- ①(相談する)相手にどう思われているのか不安
- ②就労先で人間関係が上手くいくか不安
- ③仕事ができるか、出来なかったらどうしよう
- ④職場まで行けるか不安
- ⑤急な休みや、早退、遅刻に対応できるか不安
- ⑥仕事中に困ったとき誰に相談したら良いのか不安
- ⑦応募準備や、選考が不安
- ⑧不安なことが多すぎて整理がつかない

不安の払しょくのために相談員がすべきこと

不安	すべきこと
①	相談員の態度や、表情、言動を丁寧にしましょう。 相談員が威圧的、不機嫌、面倒くさそうに見えると相談者は心を開いてはくれません。
②③⑤⑥	事業実施者で職場の環境を(可能な範囲で)企業に確認するよう約束。また入社後も当事業にてフォローする旨を説明する。
④	求人票のなかに最寄りの駅(停留所)と、そこから徒歩でどの位かかるか掲載する旨を説明する。
⑦	事業実施者で履歴書の書き方をアドバイス、またどのような面接か事前に企業に確認しサポートする旨を説明する。
⑧	紙に書き出し、事業実施者が企業に確認することは何かを明確にする。 また精神的な不安については別途相談を受ける。

○言葉に関する注意点

【非言語】

NG行為→腕組み、脚組み、頬杖、ため息、視線を合わせない、椅子の背もたれにふんぞり返る、ボールペン先で相手を指す、脈絡なく笑う、終始笑顔がない、挨拶を返さない(お辞儀をしない)

これらの行動に関しては、威圧的に感じられ怖い。或いは、自分は歓迎されていない印象を持たれる為NG行動である。

上記の行為が習慣化している相談員は意識して改善するように心がける。

【言語】

NG言語と変換

- 1.障がいを持つ→ 障がいがある
- 2.男らしく、女らしく→ 自分らしく
- 3.足がない→ 移動手段がない
- 4.外人→外国人
- 5.これくらい出来るよね→ この仕事のなかでやってみようと思うことはありますか？
- 6.最後が名詞で終わる言葉掛け ○○さん、ペン！ ○○さん、登録用紙！ ※NG言語
- 7.早くしないと間に合わないよ ※NG言語
- 8.何度も言わせないで！ ※NG言語

○目指す対応

【待機中】

- 1.背筋を伸ばし着席(上記、NG行為は避ける)
- 2.マスクの下は笑顔
- 3.人の動きに敏感になり躊躇している人を見逃さない
- 4.目が合ったら「こんにちは」と挨拶

【受入】

- 1.相談員は立ち上がり挨拶と、着席を促す

「本日担当します○○○の○○です、よろしくお願ひいたします。どうぞ、お掛けください。」

- 2.相談員の名刺を渡す。

- 3.相談者が着席したらメモを取ることの許可を得る

「大切なお話を伺いますのでメモを取ってもよろしいでしょうか？」

対象者によって表現を変える(例:理解に時間を要する方)

「今日聞いたことを忘れないようにメモしてもよいですか？」

相談 対応は基本敬語を心がける。

- 4.氏名の確認(※本人が言いたがらない、かつ事業の利用を決めていない場合は強要しない)

- 5.話しはうなずきながら聞く

6.話しを遮らない、但し話が長くなった場合は、相手が繰り返し伝えているワードをオウム返りするか、「話の途中で申し訳ありません、」と割って入ります。

例)「○○のことが心配なんですね、よく理解できました。」

「話の途中で申し訳ありません、ここで一度、何が不安なのか整理してみませんか？」

7.話しを一旦終わったら「何かわからないことはありませんか？」と必ず質問がないか確認する。

8.相談者の不安(疑問)は企業に確認後、相談者へ連絡し、不安や疑問の解消に努める。

9.面談終了後、相談員は立ち上がり『お疲れ様でした。』と挨拶する。

誤解を招く行為や、言動に十分に注意し相談者の不安を取り除くように心がける。

(イ)相談ブースの設置について

会場内に相談ブースを設置。働きづらさを抱えた人の相談対応、また求職登録をブース内にて実施
相談ブースの設置にあたっては、以下に注意点を記載

・相談者の顔等が見えない様にパーテーションで囲う。

→相談者が起立状態で顔が見えない程度の高さを準備(高さ 180 cm以上のものが望ましい)

・相談者の声が聞こえない様に、ブースを複数設置する場合は十分にブース間の距離を取ること。

→もし会場の都合でブース間の距離が取れない場合は音楽等を再生し、声が届かない様に配慮をすること。

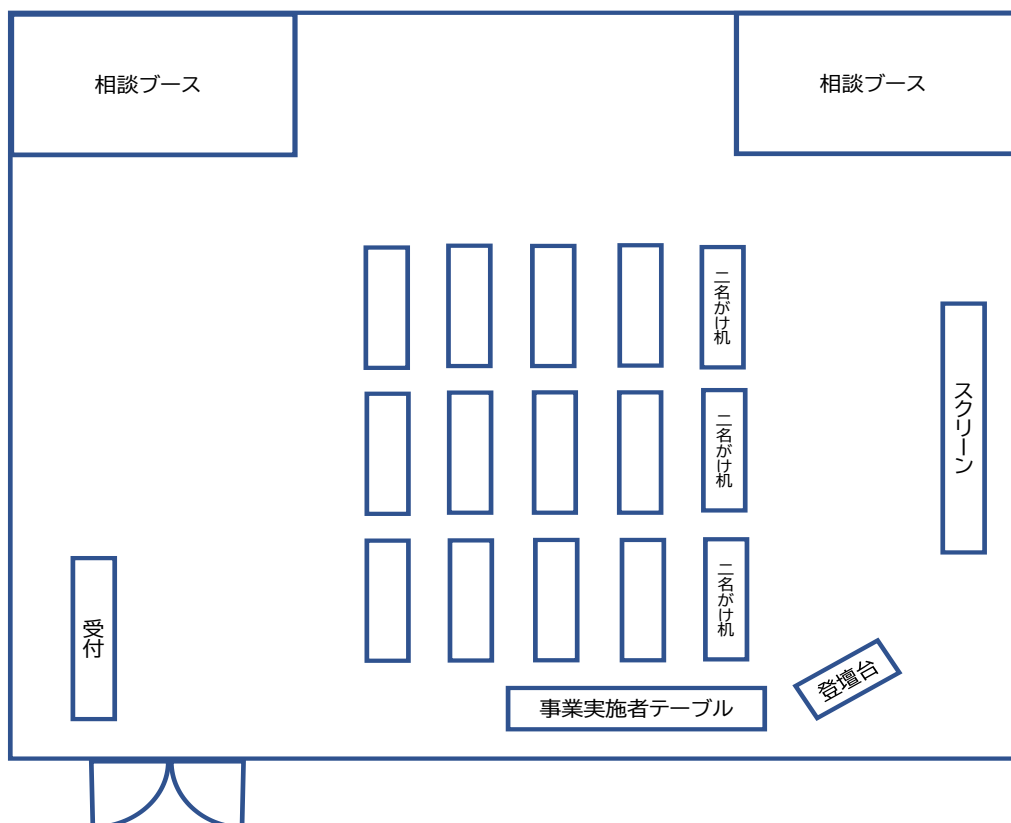
○ポイント

・各自治体に於いて個別相談、求職登録を行う常設の登録場所を設ける事が出来る場合は、個人情報の漏洩に十分注意をする。

・個人情報の取り扱いについては事業実施者が取り入れる個人情報保護規定、第三者認証機関から取得した認証に於けるガイドラインに則って取り扱う。

◆令和4年度求職者説明会の会場図(図 14)

飯塚市役所多目的ホール



②求職者説明会に向けた準備について

ア. 説明会の日程

- ・回数を設定した後、予め年間でスケジュールを計画する事。広報期間を十分設け少なくとも1ヶ月前までには告知を行う。

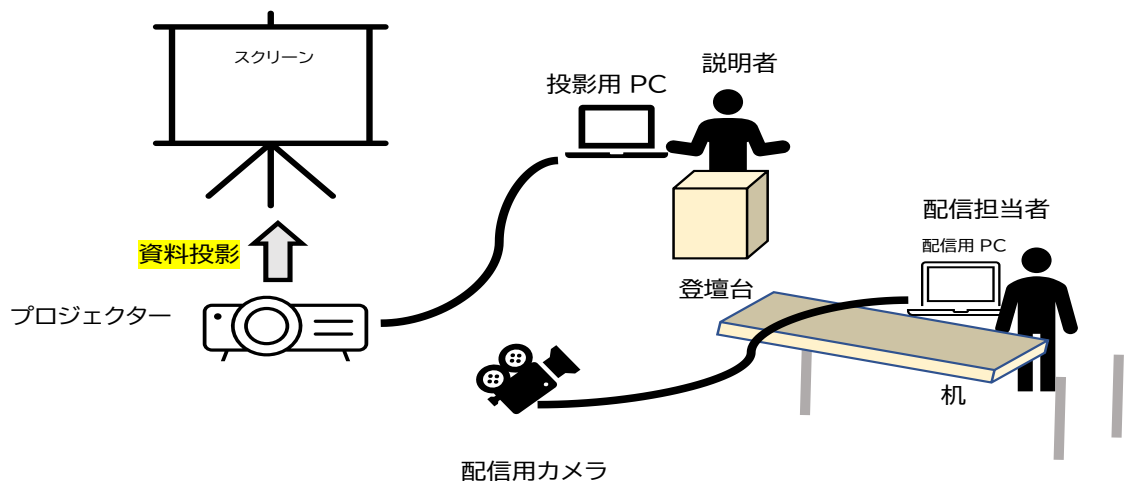
イ. 開催方法

- ・多くの求職者に参加の機会を設けられるよう、会場開催とオンライン開催など複数の参加形態を準備した。

(ア)会場開催

- ・配信用 PC には人員を1名配置し、登壇者のスライド操作に合わせて配信用資料の繰り出しを行う。
- ・会場で回線の利用が出来ない場合はモバイル WiFi 等を準備し配信用の回線確保を行う。
- ・Zoom を使用する場合は有料アカウントを登録。時間の制限を避ける。
- ・会場の設営に於いては以下図を参考

◆令和4年度求職者説明会環境(図15)



(イ)オンライン開催

企業開催と基本的には同様となる。P13を参照

オンライン開催で見込まれるメリット

- ・支援機関を通して多くの方が参加する可能性が高まる。

来場が難しい方がいた場合、支援機関にてオンライン環境を整える事が可能であれば、支援機関を通して複数の利用者が参加いただける可能性がある。

- ・IT環境が整った方が参加手続が早い。

→履歴書、職務経歴書をデータで受け渡しできる可能性が高く、書類作成のサポート、企業への提出が早くなる。

※令和4年度のモデル事業における求職登録者のほとんどが郵送対応を中心に書類の受け取りを行った為、応募から書類提出まで1週間以上のタイムラグが発生した。

③求職者広報について

ア. 広報資料の作成

- ・本事業における求職者説明会と求職者募集のチラシを作成し支援機関に広報を行うことで、説明会や事業参加の案内を行う。
- ・チラシに掲載する申し込み経路はメール、FAX、WEB、電話など複数用意すること。特に高齢者の参加が見込まれるため、メールやWEB等の操作が長けていない可能性が高いことから、電話での申し込みは必ず用意する。

◆求職者説明会のチラシ例(図16)

◆求職者募集チラシ例(図17)

イ. 広報活動

求職者説明会及び求職者の募集を以下の方法にて広報すると効果が見込める。

(ア)自治体が対応

・自治体の広報媒体

(広報誌、新聞・テレビ・ラジオ広告、オンライン(SNS、ウェブサイト、メールマガジン))

※SNS やメールマガジンで配信を行う場合は、説明会等の実施案内にリンクを貼ることで詳細を掲載したウェブサイトに誘導できるようにする。

・自治体と関わりがある支援機関

(各支援機関にて説明会または募集案内数の目標設定が可能であれば、尚望ましい)

・オンライン(SNS、ウェブサイト、メールマガジン)

・自治体の記者クラブ等

(イ)事業実施者が対応

・民間のフリーペーパー

・オンライン(SNS、ウェブサイト、メールマガジン)

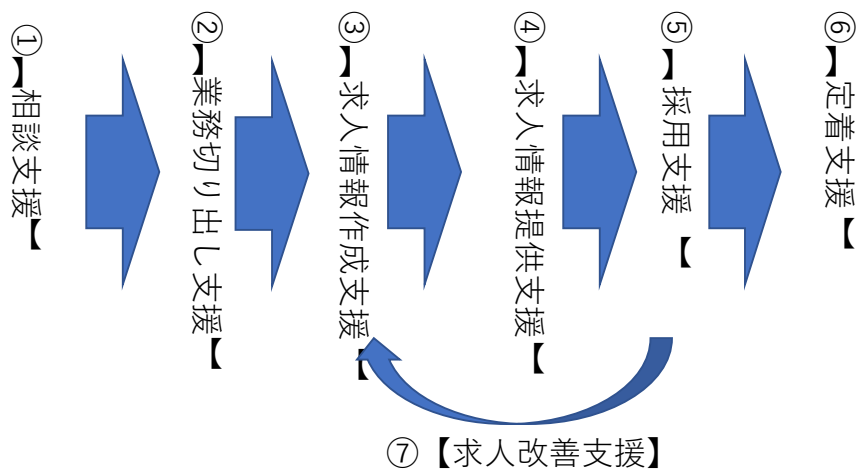
※SNS やメールマガジンで配信を行う場合は、説明会等の実施案内にリンクを貼ることで詳細を掲載したウェブサイトに誘導できるようにする。

4.支援活動について

(1)企業への支援

・説明会后にフォロー連絡を行う。事業を利用する企業へは以下の支援を行っていく。

◆支援の流れ(図18)



①【相談支援】

- ・企業説明会後のアンケート、個別開拓後のフォローアップにより、困りごとがある企業に対面またはオンラインで内容の聞き取りを行い、問題点の整理を実施
- ・短時間雇用により解決の可能性がある場合は、モデル事業の利用を提案
- ・企業が抱える課題を確認(なぜ課題が発生しているのか)

○ポイント

- ・モデル事業の利用は強制せず、企業の意向を尊重する。
- ・求人票の受理のみだと、職場の雰囲気分かりにくい。漠然と“人が集まらない”と言う課題を述べる企業担当者が多い。なぜ人が集まらないのかを確認し、集まらない原因が当事業にて解決可能であれば事業への参加を提案する。

②【業務切り出し支援】

・事業の利用を決定した企業に対面またはオンラインで業務の詳細を聞き取り、分解することで、新規雇用により困りごとが解決する業務を切り出し

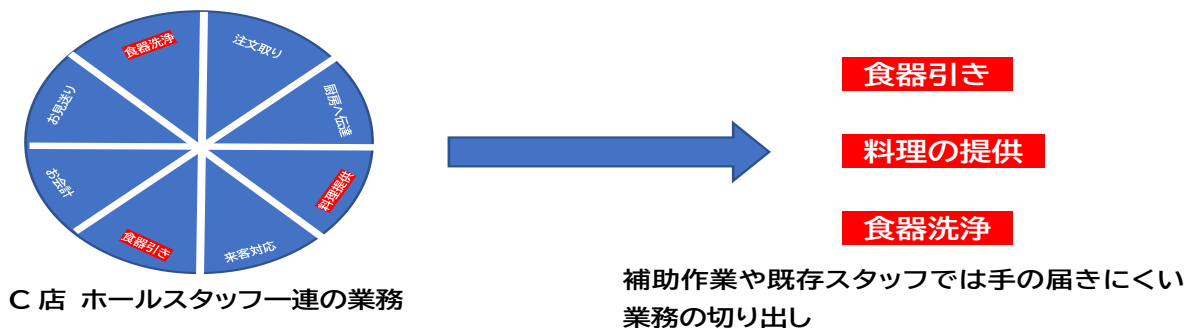
○ポイント

- ・採用を検討した背景、企業の課題も確認することで、業務の切り出しにあたり、企業に有益となっているか検討する。
- ・働きづらさを抱えた人に過度に負担をかけず、企業の戦力になれるよう、まずは補助作業や既存スタッフでは手の届きにくい作業を切り出しの候補とする。
- ・企業の現場担当スタッフを明確にし、定着支援を行うコーディネーターとの連携を確認しておくことで、企業とコーディネーターとの連携が円滑に行える体制を整える。

・個人経営の飲食業C店の事例

ホールスタッフの求人募集をかけるが、応募は来ない状況。繁忙時間帯に於いては店舗の運営も危ぶまれる状況になっていた。

→C店に於いてホールスタッフの業務の内、補助作業や既存スタッフでは手の届きにくい作業を更に細分化し、20時間未満にまとめる事で業務の負荷を軽減。



③【求人情報作成支援】

- ・切り出した業務及び企業が希望する利用条件から求人票を作成
- ・仕事カタログの作成(図19)

○ポイント

- ・求人票を作成する場合には、内容が法律上問題ないか添削を行うとともに、企業に内容を確認する。
- ・労働基準法に則って作成を行い、同事業に関わる職業紹介事業者は求人を受理する際は、企業へ自己申告書の提出を求め、労働基準法違反、職業安定法に於いて違反につながる事項が無い確認を行う。また求職者が仕事の具体的なイメージをつかむことで、応募に繋がるよう、定量的な表記を行う。

<仕事内容記載例>

出荷の箱詰め作業をお願いいたします。
仕事の内容 バックされた商品を箱に詰め込みます。詰め込み終わった箱は配送に回す為にすぐ近くの指定場所へ移動。
1箱はおおよそ10kg位になります。

・仕事カタログを作成する際には、職場の雰囲気が分かる様に、イラスト・写真などを使用し明確に記載

◆仕事カタログ参考例(図19)

- ・求人票では表現できない内容の明記
- ・写真やイラスト等を使用して、職場や仕事の雰囲気を伝える。

労働者協同組合
ワークスペースありあけ

●どんな職場？

【今回の求人】
施設内清掃

2022年にスタートしたばかりの大変新しい団体です。協同労働の仕組みを取り入れ、働く人皆が出資者となりお互いが会社を運営していく形態です。もちろん管理者はいますが、働くスタッフが同等の権限を持ち、発言権を持っている為とても公平で風通しの良い社風となっています。

●職場の雰囲気

●ここが自慢！専務理事談

年齢も性別も関係なく、ベテラン、若手も関係なく意見が通ります。経験が浅い人を支え、相手の状態を理解して対応する風土が自慢です。全員が納得をして働く点と、自分達の手で経営をしていく感覚や意見の通りやすさについては経験してみないと分からないかもしれません。立ち上げてまだ間もない分、より意見が通りやすく、年功序列や先輩後輩の様な気遣いがありませんので、是非この風通しのよさを体感してください。

④【求人情報提供支援】

- ・求職者説明会にて、求職者に対し、求人内容を説明する機会を提供。
- ・一部の企業に関しては、企業に代わって、当協同組合が求人内容の説明を実施

○ポイント

- ・求人内容だけでなく、職場の雰囲気やサポート体制について説明を行うことで、職場の魅力が伝わるよう工夫する。

⑤【採用支援】

- ・企業の求人内容に対して求職条件がマッチする者の選考を行い、企業に紹介
- ・面接の日程調整
- ・雇用の為に必要な労働条件通知書等の作成支援
- ・採用時の勤務時間や日数の条件調整
- ・職場見学や就労体験の実施(企業及び求職者が希望する場合)

○ポイント

- ・企業、求職者の双方が希望する際には職場見学や就労体験を実施し、働きづらさへの先入観なく、採用可否を判断できる機会を提供する。
- ・採用決定後は働き方や勤務時間、勤務日数などの調整、確認を企業と就労予定者の間に入って行う。

⑥【定着支援】

- ・企業に対して、対面や電話でのヒアリングを実施
- ・職場訪問を実施
- ・必要に応じて企業と就労者の間に入って調整

○ポイント

- ・企業に対するヒアリングは、雇用開始前、雇用後2週間程度に1回と定期的に行い、困りごとがないかなどを事前に確認する。
- ・職場訪問では、就労者が働いている様子、既存のスタッフが指導を行う中で困っていること、現場での意見などを確認し、必要に応じて助言する。
- ・企業と就労者との間で要望や不満があっても、直接は話しづらいため、間に入って調整できることを伝える。

⑦【求人改善支援】

- ・雇用まで至らない場合、求人内容の修正、新たな求人の作成支援を実施

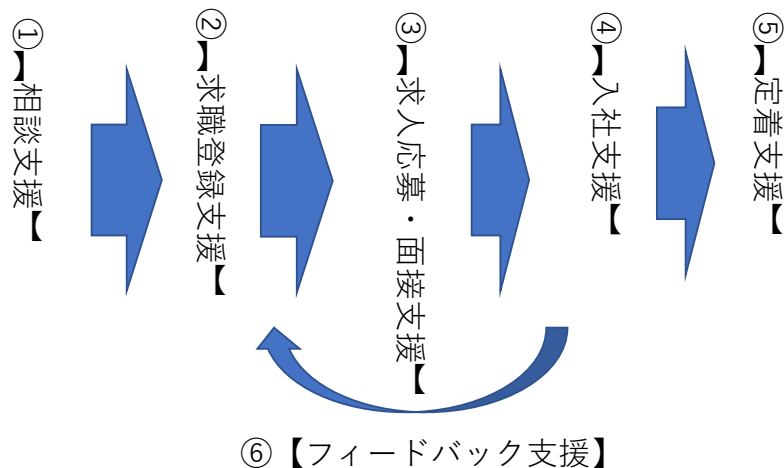
○ポイント

- ・求人に対して応募者が現れない場合、求人の課題点を抽出し企業側へ提案する。
 - ・求職登録者とのマッチングを図るために定期的な打ち合わせを行い、求人内容の変更や新たな求人の作成支援を行う。
- 〈例〉専門職や経験者を求めている企業に対して、専門職や経験者の補助的な業務を切り出し、業務の効率化を図ることで、企業の困りごとの改善につながる求人とする。

(2).求職者への支援

・説明会后にフォロー連絡を行う。事業を利用する求職者へは以下の支援を行っていく。

◆支援の流れ(図20)



①【相談支援】

・困りごとに対して具体的な聞き取りを行い、困りごとを解決できる支援の検討

○ポイント

- ・現在の具体的な働きづらさをそのまま受け止めることで、本人が抱えている悩みを緩和し、信頼関係を築くように努める。
- ・アドバイスではなく、一緒に支援内容を検討することで、本人が自分で考え、気づききっかけを与えるように努める。
- ・聞き取りを行う際には、事前に聞き取りたい内容を本人に伝えた上で、同意が取れたものについて行うよう注意する。
- ・聞き取りを行う際には、プライバシーを守る環境を整えるため、相談ブースはパーテーションで必ず囲み、またブース間の間隔も会話が聞こえない様に十分な距離を確保する。
- ・本人からの直接の聴取が難しい場合は、求職者に同意を得たうえで利用している支援機関に確認を行い、情報共有などの連携に努める。

②【求職登録支援】

- ・求職登録票の作成支援・添削

○ポイント

- ・求職登録票を一旦検討中とした場合、その後求職登録につながらない傾向があるため、求職登録希望者からは説明当日に求職登録票の作成、回収を行うことが望ましい。
- ・求職登録票説明の際に、求職者の個別の困りごとや事情をどこまで企業へ伝えてよいか確認。応募の際にも再度確認する。
- ・企業へ書類提出の際には推薦状を作成し、個別の困りごとや事情、希望を伝える場合は書面とした。また書類を提出する際、確実に書類が届いたか確認する為に、郵送ならばレターパック、簡易書留を使用する。

③【求人応募・面接支援】

- ・働き方や仕事内容を求職者へ説明
- ・求職者のスキルにあった求人への応募提案
- ・求人応募代行
- ・面接の日程調整
- ・面接同行(求職者が希望し企業が了承した場合)
- ・職場見学や就労体験の実施(企業及び求職者が希望する場合)

○ポイント

- ・実際に働く際の注意事項や、企業側との連携を確認し求職者が安心できるよう努めた。
- ・求職者によっては緊張をして上手く話せない方もいる。個別の状況などを伝えられなかった場合は、後からフォローを行う。
- ・企業、求職者の双方が希望する際には見学や就労体験などを実施し、実際に働けるかを判断できる機会を提供する。
- ・履歴書の作成を支援する場合は過去勤務経歴を聞き取り、勤務期間や志望動機が空欄とならない様に努める。
- ・企業によっては職務経歴書を求められるケースもある。作成する際には書き方に慣れていない求職者も多い為、フォーマット等を用意し書類の作成を支援する。勤務経歴が少ない求職者の場合、得意分野等を記載するように働きかける。
- ・就労体験については、期間をある程度定めて行う。体験時の給与については企業によってさまざまだが、在籍している支援機関がある場合は、給与受取りにより支援への支障がないか十分な確認を行う。例えば、障がい者施設に通所し就労している者が支援機関での有給休暇などを使用して体験をする際には、ダブルワークになる為、残業などが発生した場合の労務管理に十分な注意を行う。

④【入社支援】

- ・入社前に必要な書類の作成支援
- ・採用時の勤務時間や日数の条件調整
- ・入社前ヒアリングを実施

○ポイント

- ・入社決定後は、働き方や勤務時間、勤務日数などの調整、確認を企業と就労決定者の間に入って行う。
- ・労働条件通知書により、就労条件、働き方に相違がないか改めて確認を行う。(定期通院の有無や身体的に難しい動作など)
- ・入社前の不安点などを聞き取り、企業と事前に打ち合わせを行うことで不安の軽減に努める。

⑤【定着支援】

- ・定期的(要望あれば随時)に対面や電話でのヒアリングを実施
- ・職場訪問を実施
- ・企業へ勤務状況の聞き取りを実施
- ・必要に応じて企業と就労者の間に入って調整

○ポイント

- ・困りごとがあった際に就労者が一人で悩まないよう、定着支援の内容を説明し、随時対応できる体制を整える。
- ・ヒアリングは、今まで支援を行っている者が就労開始後2週間程度に1回と定期的に行うことで、不安を軽減し、企業への定着をサポートする。
- ・ヒアリングでは、現在の勤務形態や働き方に関して確認を行い、対人関係など職場環境や仕事内容に関する困りごとがないか確認する。
- ・職場訪問では、就労者が働いている様子、既存のスタッフが指導を行う中で困っていること、現場での意見などを確認し、必要に応じて職場環境の改善や就労者への助言を行う。
- ・企業と就労者との間で要望や不満があっても、直接は話しづらいため、間に入って調整出来る事を伝える。
- ・業務に慣れ、就労者の意向と企業の意向が一致すれば、勤務時間の拡大や、業務の幅を広げていくことでステップアップを図る。

⑥【フィードバック支援】

- ・採用まで至らない場合、現在の求人の情報を踏まえて、求職票の見直しを検討し添削支援を実施

○ポイント

- ・落選通知については企業から具体的な内容をヒアリングし求職者へのフィードバックを行う。伝え方は人によって配慮するが、必ず次の選考や今後の求人の選び方の参考になる内容とする。

5.関係者連絡先

(1)令和4年度モデル事業関係者

- 福岡県就労支援協同組合(事業実施者)
TEL:092-406-7397
- 株式会社 ACR(事業受託者、職業紹介事業者)
TEL:092-715-7171
- 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課(補助自治体)
TEL:092-643-3593

(2)モデル事業の周知広報を行った支援機関・団体等

<求職者>

	飯塚市	大牟田市
全般	ハローワーク飯塚	ハローワーク大牟田
	飯塚市内就労支援機関	おおむた就労支援ネットワーク
	訪問看護ステーション 21 か所	訪問看護ステーション 19 か所
	飯塚警察署相談窓口	大牟田警察署相談窓口
	小竹高等技術専門学校	大牟田高等技術専門学校
	飯塚市地区交流センター 12 か所	
犯罪被害者等	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	
	性暴力被害者センター・ふくおか	
	福岡県性暴力加害者相談窓口	
非行少年 等	福岡県若者自立相談窓口	
	非行少年等に対する就労支援事業(NPO 法人福岡県就労支援事業者機構)	
起訴・執行猶予者	福岡県地域生活定着支援センター	
ひきこもり	福岡県ひきこもり地域支援センター 筑豊サテライト	福岡県ひきこもり地域支援センター 筑後サテライト
難病患者	福岡県難病相談支援センター	
	福岡市難病相談支援センター	
がん患者	がん拠点病院がん相談支援センター 飯塚病院	がん拠点病院がん相談支援センター 大牟田市立病院

ひとり親	ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ	ひとり親サポートセンター 久留米センター
障がいのある人	飯塚市障がい福祉担当課	大牟田市障がい福祉担当課
	障がい者就業・生活支援センター BASARA	障がい者就業・生活支援センター ほっとかん
	飯塚市等障がい者機関相談支援センター	
	福岡県立嘉穂特別支援学校	福岡県立柳河特別支援学校
	茜会あかね園	
	福岡障害者職業センター	
刑を終えて出所した人	福岡県地域生活定着支援センター	
生活困窮者	飯塚市自立相談支援相談窓口	大牟田市自立相談支援相談窓口
長期無業者 (ニート含む)	筑豊若者サポートステーション 飯塚サテライト	筑後若者サポートステーション サテライト大牟田
高齢者	福岡県生涯現役チャレンジセンター 飯塚オフィス	福岡県生涯現役チャレンジセンター 久留米オフィス
子育て親	子育て女性就職支援センター 筑豊エリア	子育て女性就職支援センター 筑後エリア
	飯塚市子育て支援センター 5 か所	大牟田市つどいの広場
女性	飯塚市男女共同参画推進センターサンクス	
依存症	福岡県精神保健福祉センター	

<企業>

- ・福岡県中小企業振興センター
- ・飯塚商工会議所
- ・飯塚市商工会
- ・大牟田商工会議所